

介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民法法人	営利法人	NPO法人	農業協同組合	生活協同組合	その他の法人	地方公共団体	非法人	
実施事業数合計①～④	724	249	47	154	28	216	5	13	-	-	7	5	
指定居宅介護支援事業所①	91	27	10	20	6	24	1	2			1		
指定居宅サービス事業所	小 計 ②	296	102	19	57	11	95	2	5	-	-	3	2
	訪問介護	60	14	8	6	2	27	1	2				
	訪問入浴介護	3	1				2						
	訪問看護	22	2		8	7	2		1			2	
	訪問リハビリテーション	-											
	居宅療養管理指導	1					1						
	通所介護	82	29	7	14	1	30	1					
	通所リハビリテーション	24	3		18				1			1	1
	短期入所生活介護	51	48				3						
	短期入所療養介護	12			11								1
	特定施設入居者生活介護	9	5				4						
	福祉用具貸与	17		3		1	13						
	福祉用具販売	15		1			13		1				
指定介護予防サービス事業所	小 計 ③	288	93	18	57	11	97	2	5	-	-	3	2
	予防訪問介護	62	14	8	6	2	29	1	2				
	予防訪問入浴介護	3	1				2						
	予防訪問看護	22	2		8	7	2		1			2	
	予防訪問リハビリテーション	-											
	介護予防居宅療養管理指導	1					1						
	予防通所介護	80	29	6	14	1	29	1					
	予防通所リハビリテーション	23	2		18				1			1	1
	予防短期入所生活介護	44	41				3						
	予防短期入所療養介護	12			11								1
	予防特定施設入居者生活介護	8	4				4						
	予防福祉用具貸与	18		3		1	14						
	予防福祉用具販売	15		1			13		1				
介護保険施設	小 計 ④	49	27	-	20	-	-	1	-	-	-	1	
	介護老人福祉施設	24	24										
	介護老人保健施設	13	3		9			1					
	介護療養型医療施設	12			11							1	

(注) (1) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(2) (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護療養型医療施設は、平成23年4月1日現在を記載。

(3) (介護予防)短期入所療養介護は、介護老人保健施設を除く。

(4) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の指定は、広島県健康福祉局介護保険課が行っている。